

北海道告示第 11592 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 5 年 12 月 15 日

北海道知事 鈴木直道

区域

白糠区域（白糠漁業協同組合の地区）

区分

総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船による漁業（1 に掲げる漁業以外の漁業をいう。）

※ 1 に掲げる漁業とは総トン数 3 トン以上 20 トン未満の漁船によるかにかご漁業をいう。